

令和 年 月 日

行為許可申請書

糸満漁港ふれあい公園 指定管理者
糸満市観光協会・ドリームブリッジ共同企業体 殿

申請者の住所
会社名
代表者名
TEL
FAX

印

〔学校名又は法人団体等にあつては〕
その名称、所在地、及び代表者名

糸満漁港ふれあい公園条例第5条第2項の行為の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の目的				
行為の期間	令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで			
行為の場所 (○で囲む)	美々ビーチ いとまん	1 海浜 2 多目的広場 3 駐車場 4 その他()		
	糸満 フィッシャリーナ	1 駐艇場 2 浮棧橋 3 多目的広場 4 その他()		
行為の内容	参加人数(名程度)			
その他 特記事項	担当者名		携帯番号	
行為等の内容 が明らかになる 資料(別添)				

美々ビーチいとまん TEL 098-840-3451
FAX 098-840-3454

指定管理者
確認印

糸満漁港ふれあい公園条例

(行為の禁止)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹林を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (5) 鳥獣及び魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 風紀を乱し、その他公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用を妨げる行為をすること。

- 2 前項の申請に許可をしたときは許可書を交付するものとする。

(行為の制限)

第5条 公園において、次に掲げる行為を使用とする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (6) 指定された場所以外へ車両等を乗り入れ、又は止めて置くこと。
- (7) 前項の許可を受けようとする者は、規則に定めた申請書を市長に提出しなければならない。
- (8) 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与えることが出来る。
- (9) 市長は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することが出来る。

糸満漁港ふれあい公園条例施行規則

(行為の許可の手續)

第2条 条例第5条第2項の規定による行為の許可又は変更の申請は、行為許可申請書(第1号様式)又は行為変更許可申請書(第2号様式)により行なうものとする。

行為をする場合の料金表

業として写真を撮影するもの	1回につき	500円
業として映画等を撮影する場合	1回につき	5,000円
興行を行う場合	1日1㎡につき	20円
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日1㎡につき	20円

(注意) 電気又は水道を使用する場合は、その実費に相当する額を別に徴収する。